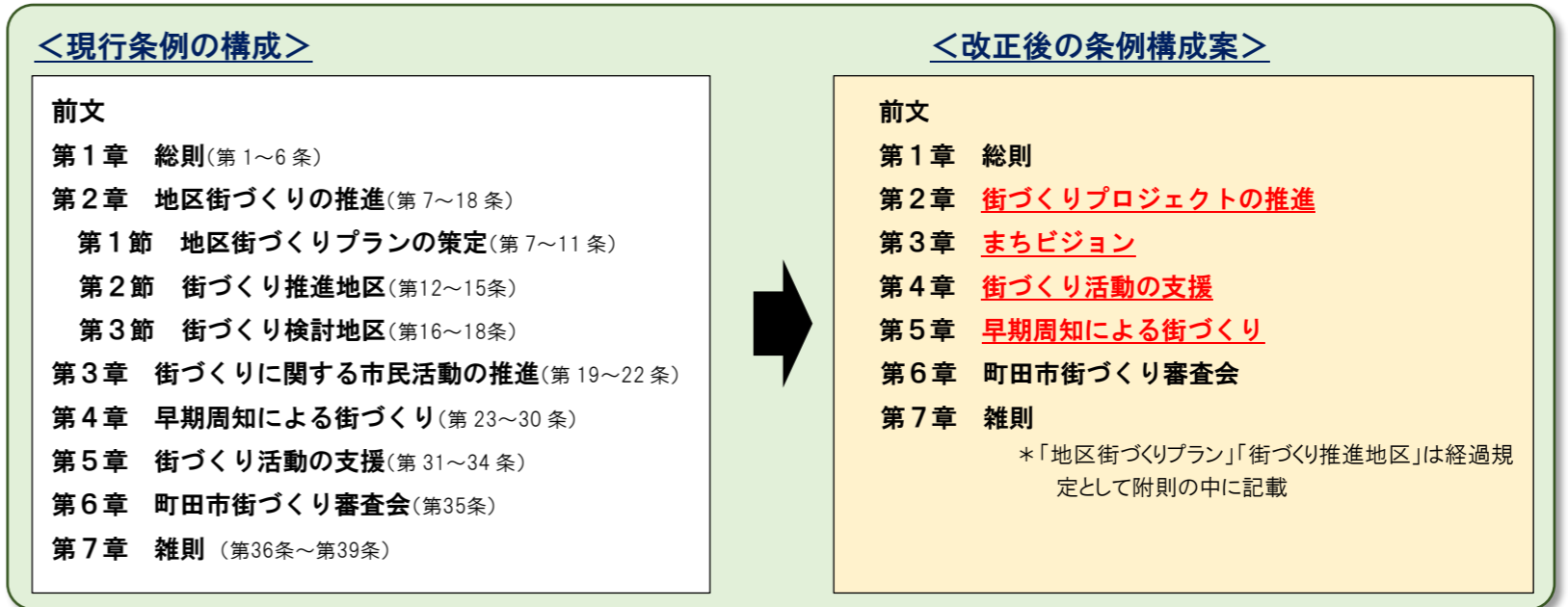


町田市住みよい街づくり条例の改正箇所と主なポイント

- 条例の改正にあたっては、前文や総則の修正や章の順番を入れ替えるなど、全体的な見直しを図る。
- 条例が目指す街づくりの内容が明確になるように、「街づくりプロジェクト」「まちビジョン」「街づくり活動の支援」「早期周知の街づくり」等を各章の名称にするなど、わかりやすく整理する。
- 条例改正により取り扱いが変更される「地区街づくりプラン」「街づくり推進地区」は、第7章（雑則）に経過規定として記載する。



改正後の住みよい街づくり条例と施行規則の構成一覧

住みよい街づくり条例の構成		住みよい街づくり条例施行規則	改正の主なポイント
前文			○現行条例の前文を踏まえつつ、条例制定以降の変化した現在の社会状況や、近年の市内における市民主体の街づくり活動の展開を踏まえて、まちのルールづくりを軸にした支援だけではなく、市民主体の街づくり活動を幅広く支援することなど、今回の改定の趣旨を踏まえて修正。 *まちビジョンをマスタープランに組み入れることも記載
第1章 総則	第1条 目的	第1条 趣旨	○上位計画の改正に合わせて修正 *2022年4月から(仮称)町田未来づくりビジョン2040が長期計画として策定予定。また現行の「都市計画マスタープラン」「交通マスタープラン」「緑の基本計画」「住宅マスタープラン」を統合した(仮称)町田市都市づくりのマスタープランが2022年4月に策定予定。
	第2条 基本理念		
	第3条 定義	第2条 定義	
	第4条～6条 市の責務/市民の責務/事業者の責務		
第2章 街づくりプロジェクト推進	第7条 街づくりプロジェクトの認定申請	第3条 街づくりプロジェクトの認定申請	○現行条例の「第3章 街づくりに関する市民活動の推進」に関する内容を参考に、新たに「街づくりプロジェクト」の推進に関する内容を記載。 *第7条にて、認定の申請手続きを記載し、申請書式等の手続きの詳細については、施行規則に記載。 *第8,9条にて、街づくりプロジェクト(一般型)及び(ルールづくり・運用型)の認定内容を記載。 *第10条にて、街づくりプロジェクトの推進を記載。 *第11条にて、認定期間を設けることを記載。 *第12条にて、認定取消し要件を記載。
	第8条 街づくりプロジェクト(一般型)の認定	第4条 街づくりプロジェクトの対象とならない活動	
	第9条 街づくりプロジェクト(ルールづくり・運用型)の認定		
	第10条 街づくりプロジェクトの推進		
	第11条 街づくりプロジェクトの認定の有効期間	第5条 街づくりプロジェクトの認定有効期間	
	第12条 街づくりプロジェクトの認定の取消し	第6条 街づくりプロジェクトの成果報告及び次年度活動の提出	

住みよい街づくり条例の構成		住みよい街づくり条例施行規則	改正の主なポイント
第3章 まちの将来像（ビジョン）	第13条 まちビジョン	第7条 まちビジョン 第8条 まちビジョンの通知 第9条 まちビジョン案について理解を得るための手続き	○現行条例の「地区街づくりプランの策定」の内容を踏まえながら、「まちビジョン」の内容や策定に関する手続き等について記載する。 *第13条第1項にて、ビジョンの定義、ビジョン作成の効果を記載。 *まちビジョンに記載する項目は、条例第13条第2項にて、名称、位置及び区域、目標、方針とし、その他（取組みたい具体的な内容、見直しの考え方、代表者情報）は規則に記載。 *第13条第4項にて、まちビジョン策定の要件（都市マスとの整合、区域の重複不可など）を記載 *第13条第5項にて、まちビジョンの策定手続き（特に当該地区内での合意形成のプロセス）を記載。規則では、説明会などの具体的な方法を記載しつつ、ビジョン検討者が主体となって地区の同意を図ることを記載。 *第14条にて、まちビジョン検討方法について記載。（住民等が市と協働、構成メンバー等） *第15、16、18条にて、縦覧などの手続き、変更・廃止手続き等を記載。 *第17条にて、まちビジョンの有効期限を設定。期間は規則にて記載。 *第19条にて、地区でのルールづくりは、ビジョン策定された地区にて街づくりプロジェクトの認定を受けたうえで、地区計画等の制度活用することを記載。
	第14条 まちビジョンの検討		
	第15条 まちビジョン案の縦覧等	第10条 意見書	
	第16条 まちビジョンの策定及び実現	第11条 まちビジョンの告示	
	第17条 まちビジョンの有効期限		
	第18条 まちビジョンの変更または廃止の場合の準用	第12条 まちビジョンの変更または廃止の申出 第13条 まちビジョンの廃止	
第19条 都市計画法、建築基準法等による制度等を活用した街づくりの推進			
第4章 街づくり活動の支援	第20条 街づくり活動への支援	第14条 街づくりプロジェクト、まちビジョン作成への支援内容 第15条 街づくりアドバイザーの登録等 第16条 街づくりアドバイザー登録者名簿への掲載要件 第17条 街づくりアドバイザー登録者名簿の掲載有効期間 第18条 街づくりアドバイザー登録者名簿からの削除 第19条 街づくりアドバイザーの派遣等	○現行条例の「第5章 街づくり活動の支援」をもとに、「団体への支援から活動への支援へ」という視点で「街づくり活動」「街づくりプロジェクト」「まちビジョン」の支援に関する内容を記載する。 *第20条にて、街づくり活動（街づくりプロジェクト前の活動等）へも支援できるように記載。 *第21条にて、街づくりプロジェクトへ、第22条にてまちビジョン作成及び運用への支援を記載。 *第23条にて、街づくりアドバイザーの登録方法、第24条にて、街づくりアドバイザーの派遣を記載。
	第21条 街づくりプロジェクトへの支援		
	第22条 まちビジョン作成及び運用への支援		
	第23条 街づくりアドバイザー		
第24条 街づくりアドバイザーの派遣			
第5章 早期周知による街づくり	（作成中）	（作成中）	○2018年度に行った制度設計の内容に基づき「大規模土地取引に関する届出」「大規模開発事業の土地利用構想の協議にかかる届出・協議」等について必要な事項を追加
第6章 町田市街づくり審査会	第35条 町田市街づくり審査会	なし	変更なし
第7章 雑則	第36条 適用除外 第37条 勧告 第38条 公表 第39条 委任 附則	第36条 適用除外 第37条 指導 第38条 勧告 第39条 公表 第40条 告示 第41条 補則	○既存の地区街づくりプラン及び街づくり推進地区について、経過措置として記載。 *条例改正後も効力が残る（既存のものの変更・廃止のみ可能になる）旨を附則に記載する。